

西宮市国民健康保険料の滞納世帯に対する措置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険料（以下「保険料」という。）を滞納している世帯について、国民健康保険法、国民健康保険法施行令及び国民健康保険法施行規則並びに西宮市国民健康保険条例及び西宮市国民健康保険条例施行規則に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、次のとおりとする。

- (1) 法 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (2) 政令 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）
- (3) 省令 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）
- (4) 条例 西宮市国民健康保険条例（昭和37年西宮市条例第15号）

（法第54条の3第1項に規定する政令で定める特別の事情）

第3条 法第54条の3第1項に規定する政令で定める特別の事情（以下「特別の事情」という。）は、次の各号に掲げる事由により保険料を納付することができないと認められる事情とする。

- (1) 政令第28条の6第1号の規定により、世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったことで、罹災証明や被害証明等の証明書のあるもの。
- (2) 政令第28条の6第2号の規定により、世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したことで、診断書等の証明書のあるもの。
- (3) 政令第28条の6第3号の規定により、世帯主がその事業を廃止し、又は休止したことで、廃業届や雇用保険受給資格者証等の証明書のあるもの。
- (4) 政令第28条の6第4号の規定により、世帯主がその事業につき著しい損失を受けたことで、それを証明できる証明書のあるもの。
- (5) 政令第28条の6第5号の規定により、前各号に類する事由があったことで、それを証明できる証明書のあるもの。

（納付相談・分割による保険料及び延滞金の自主納付）

第4条 市長は、条例第45条の規定による保険料の徴収猶予のほか、世帯主から分割による保険料及び延滞金の自主納付（以下「分納」という。）の申出があった場合は、納付相談を実施し、世帯主の実態把握をした結果、納付困難な事情が認められる場合に限り、分納の申出を受けることができる。

- 2 分納の期間は、6月以内の期間とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 分納を希望する世帯主は、国民健康保険料納付誓約書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- 4 市長は、分納の期間中であっても、納付困難な事情に反する事実が判明したときは、これを取消し、当該取消しを受けた世帯主は、滞納保険料及び延滞金を一時に支払わなければならない。

（省令第27条の14の2第1項に規定する限度額適用認定における保険者が適当と認める場合）

第5条 省令第27条の14の2第1項に規定する保険者が適当と認める場合とは、同条第1項

の認定の申請をする世帯主が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 保険料の滞納が、現年度（４、５月は前年度）のみの場合。
- (2) 前年度（４、５月は前々年度）以前の保険料を滞納している場合であっても、認定の申請月及びその翌月を分納期間に含む保険料の分納誓約をしている場合。
- (3) 前年度（４、５月は前々年度）以前の保険料を滞納している場合であっても、市長が直近にその滞納が解消される等判断した場合。
- (4) 入院等やむを得ない理由により、前年度（４、５月は前々年度）以前の保険料の滞納に係る分納誓約をすることが困難な場合であっても、認定の申請時に滞納保険料の全額を納付した場合。
- (5) 入院等やむを得ない理由により、前年度（４、５月は前々年度）以前の保険料の滞納に係る分納誓約をすることが困難な場合であって、認定の申請時に滞納保険料の一部を納付した場合。
- (6) 前年度（４、５月は前々年度）以前の保険料を滞納している場合であって、入院等やむを得ない理由により分納誓約をすることができないと市長が判断した場合。

2 前項第５号及び第６号により限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を交付する場合は、有効期限を定めた証を交付するものとする。

（特別の事情の届出）

第６条 世帯主は、特別の事情に該当する場合には、直ちに、必要書類を添えて届出を行うものとする。

2 世帯主は、新たに特別の事情が発生した場合には、直ちに、必要書類を添えて届出を行うものとする。

3 市長は、第１項及び第２項の規定による届出がない場合には、特別の事情がなかったものとみなすことができる。

（特別の事情の審査）

第７条 市長は、世帯主から特別の事情についての届出があった場合には、審査し、その可否について文書により通知を行うものとする。

2 市長は、届出について不備がある場合には、世帯主に再提出を求めるものとする。

（弁明書の届出）

第８条 市長は、省令第２７条の５の２の規定により資格確認書の返還を求める場合には、行政手続法（平成５年法律第８８号）第１３条及び第２９条から第３１条までの定めにより、期限を定めて世帯主に弁明の機会を付与する通知を行うものとする。

2 前項の規定による弁明は、書面による弁明書の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、世帯主は口頭での弁明を行うことができるが、その場合には、市長は弁明要旨を記録するとともに必要書類の提出を求めるものとする。

3 市長は、弁明の機会を付与したが、期限内に弁明がなかった場合には、弁明がなかったものとみなすことができる。

（弁明代理人の届出）

第９条 世帯主は、代理人の選任（解任）届を提出し、弁明の機会の付与に関する一切の行為を委任することができる。

(弁明書の審査)

第10条 市長は、世帯主から弁明書の提出があった場合には、審査し、その可否について文書により通知を行うものとする。

(資格確認書の返還命令)

第11条 市長は、特別の事情があったと認めた場合でも、その後、特別の事情がないことが明らかになった場合、又は届出において偽り、不正があった場合には、返還命令書により、世帯主に資格確認書の返還を求める通知を行うものとする。

2 市長は、法第54条の3第1項に規定する保険料を滞納している世帯主に対し、法第27条の5の2第2項の規定による通知を行ったが居所不明である場合、保管している資格確認書は、当該世帯主から返還があったものとみなすことができる。

(保険給付の差し止め)

第12条 市長は、法第63条の2第1項の規定により、世帯主に特別の事情があると認められる場合を除き、納期限から1年6箇月以上滞納した場合には、保険給付の全部又は一部の支払を差し止めるものとする。

2 市長は、法第63条の2第2項の規定により、前項で定める期間が経過しない場合においても、世帯主に特別の事情があると認められる場合を除き、保険給付の全部又は一部の支払を差し止めることができる。

3 市長は、保険給付を差し止める場合には、世帯主に文書により通知するものとする。

(一時差し止めた保険給付額からの控除)

第13条 市長は、法第63条の2第3項の規定により、既に保険給付の全部又は一部の支払の一時差し止めがなされているにもかかわらず、なお滞納保険料を納付しない場合には、あらかじめ、世帯主に通知して、一時差し止めた保険給付の額から滞納保険料額を控除することができる。

2 市長は、前項の通知後に納付相談、納付指導に応じ、一部滞納保険料を納付した場合には、一時差し止めた保険給付の額から滞納保険料額への控除を一時猶予することができる。

(公示送達)

第14条 市長は、郵送による文書到達ができない場合には、所要の調査を行い、なお居所不明の場合には、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達を行う。

2 市長は、督促状等で既に公示送達を行っている場合には、前項に規定する調査を省略することができる。

3 市長は、公示送達後も所在判明に努めるが、なお、居所不明の場合には、住民登録票消除の準備を進めるものとする。

(滞納処分)

第15条 市長は、保険料を滞納する世帯主に対して、保険料負担の公平・公正を確保するため、財産等の納付資力調査を実施する。

2 市長は、前項に規定する調査によって、支払能力があると認められる場合には、滞納処分の予告を通知し、自主納付を促すものとする。なお、財産を隠匿する恐れのある場合や過去の処分歴等から判断して、市長が滞納処分の予告を通知する必要がないと認める場合は、この限り

ではない。

- 3 市長は、前項の規定により、滞納処分予告を通知しても自主納付をしない場合、または、市長が滞納処分予告を通知する必要がないと認める場合は、早期に滞納処分を行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めのない事項は、別途市長が定める。

付 則 (平成27年5月1日)

- 1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 西宮市国民健康保険の保険料滞納者に対する措置に関する要綱(平成14年12月1日制定)は、廃止する。

付 則 (平成28年8月1日)

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

付 則 (平成30年4月1日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年4月1日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和元年12月1日)

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

付 則 (令和5年4月1日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年12月2日)

1. この要綱は、令和6年12月2日から施行する。
2. この要綱の施行日以前に交付された有効期限が令和7年11月30日までの被保険者証及び資格証明書については、なお従前の例による。